

安八町告示第27号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成31年1月20日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

平成31年3月5日

安八町監査委員
安八町監査委員

清 伸二
大平 文雄



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

平成31年1月20日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成29年11月7日 中部国道協会促進大会
他 の旅費 31,780円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年12月28日付 安総第1200号 情報公開請求却下通知書
2. 平成30年12月28日付 安総第1201号 情報公開請求却下通知書
3. 平成30年12月28日付 安総第1202号 情報公開請求却下通知書
4. 平成30年12月28日付 安総第1203号 情報公開請求却下通知書
5. 平成30年12月28日付 安総第1225号 情報公開請求却下通知書
6. 平成30年12月28日付 安総第1226号 情報公開請求却下通知書
7. 平成30年12月28日付 安総第1227号 情報公開請求却下通知書

8. 平成30年12月28日付 安総第1228号 情報公開請求却下通知書
9. 平成30年12月28日付 安総第1229号 情報公開請求却下通知書
10. 平成30年12月28日付 安総第1230号 情報公開請求却下通知書
11. 平成30年12月28日付 安総第1231号 情報公開請求却下通知書
12. 平成30年12月28日付 安総第1232号 情報公開請求却下通知書
13. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
中部国道協会促進大会(11/7)他
14. 平成29年度 証拠書類貼付台紙
15. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
16. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成31年1月25日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成29年11月7日 中部国道協会促進大会他の旅費31,780円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成31年2月5日に証

拠の提出及び陳述の機会を設けたが、平成31年2月3日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、平成31年2月5日、平成31年3月1日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を建設課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 「平成29年版 安八町日誌」中、11月7日（火）頁に『15:30～ 中部国道協会促進大会 霞ヶ関ビル35F 町 建調』、11月8日（水）頁に『10:30 道路整備促進期成同盟会岐阜県連合協議会 岐阜県道路協会合同要望活動 国土交通省 町 建調』、『13:30 安全安心道づくりを求める全国大会 砂防会館』、『14:30 要望 ～17:00』との予定を確認した。
- (2) 平成29年8月7日「平成29年度中部国道協会促進大会について(事前通知)」が平成29年8月31日(受付第1482号)付けで、岐阜県国道協会 会長 岐阜市長 細江茂光から岐阜県国道協会会員である安八町長(以下「町長」という。)に送達された。
- (3) (2) の内容は、「1. 日時 平成29年11月7日（火）(以下「1日目」という。) 15時30分～16時00分(予定)、2. 場所 霞ヶ関ビル35階 東海大学校友会館 阿蘇の間 東京都千代田区霞ヶ関3-2-5 TEL03-3581-0121、3. その他(略)」であった。
- (4) 平成29年9月5日、FAXにて「出席」の報告をした。
- (5) (4) の内容は、「出席者：町長(随行者有り)」であった。
- (6) 1日目、15時30分から16時00分まで、霞ヶ関ビル35階 東海大学校友会館 阿蘇の間(東京都千代田区霞ヶ関3-2-5 TEL03-3581-0121)で開催された平成29年度中部国道協会促進大会には、町長が出席し、建

設調整監が随行した。

- (7) 平成29年11月8日(以下「2日目」という。)、午前10時30分から実施された平成29年度岐阜県道路協会・道路整備促進期成同盟会岐阜県連合協議会通常総会決議の要望活動には、1日目に引き続き町長が出席し建設調整監が随行した。
- (8) (7)については、国土交通省を訪問して実施された。
- (9) 2日目、午後1時30分から開催された、安全・安心の道づくりを求め^(る)る全国大会には、(7)に引き続き町長が出席し建設調整監が随行した。
- (10) (9)については、砂防会館別館シェーンバッハ・サポー(東京都千代田区平河町2-7-5)で開催された。
- (11) (9)の終了後、町長を含む出席らは、引き続き関係機関等への要望活動を実施した。
- (12) (6)～(11)の活動目的は、「岐阜県内における道路関係予算の十分な確保と災害に強い道路ネットワークの構築」及び「岐阜県内の道路整備の現状が他県に比べ立ち遅れていることから、高規格幹線道路を基軸として一般国道から市町村道に至る道路ネットワークの早期整備」を岐阜県選出の国会議員や国の機関に要望することであって、それは、岐阜県道路協会や道路整備促進期成同盟会岐阜県連合協議会等、関係する各会総会での決議内容をもって要望する方法で実施された。
- (13) 以上のとおり、1日目及び2日目の安八町からの出席者は町長であり、随行者は建設調整監であった。

第6 判断に当たっての関係法令等について

- 1 安八町課設置条例(平成25年条例第1号)
法第158条第1項の規定に基づき、課が設置されている旨が示されている。
- 2 安八町行政組織規則(平成24年規則第37号)
町長の統轄の下における補助機関の組織について必要な事項が定められている旨が示されている。
- 3 安八町職員の旅費に関する条例(昭和44年条例第8号)
公務のため旅行する職員等に対して支給する旅費に関して諸般の基準が規定されている。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「中部国道協会促進大会、岐阜県道路協会及び道路整備促進期成同盟会岐阜県連合協議会の要望活動、安全・安心の道づくりを求める全国大会とは、どのような目的の会や活動であり、その目的は達成されたのか、この会や活動の出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面があるかどうか、また、この会の活動の結果がどのように町政に反映されたのか検証できなければ支出として許されないものであり、また、中部国道協会促進大会、岐阜県道路協会及び道路整備促進期成同盟会岐阜県連合協議会の要望活動、安全・安心の道づくりを求める全国大会の折りの旅費として公金を支出したが、復命された書面は無く、目的が達成されたことを証する書面もなく、結果がどのように町政に反映されたか分かるものも無く、そもそもこれらの会や活動に本当に出席したのかすら疑義を持たれるものであり、公金の支出に関する証拠書類が領収書しか無く、どのような目的の会や活動に出席するために支出し、目的達成や効果、成果等の行政情報が全く無く不適切な公金の支出であるといわざるをえないものである。

そして、本件、中部国道協会促進大会、岐阜県道路協会及び道路整備促進期成同盟会岐阜県連合協議会の要望活動、安全・安心の道づくりを求める全国大会に出席しなければ安八町にどのような不利益が発生するのか分かるものもなく、本件支出が安八町にとって本当に必要な支出であったのか疑義を持たれるものである。」との理由から、「第1 監査の請求/3 請求の趣旨が、そもそも目的が達成されたかどうか分からないような経費の支出は、地方財政法第4条第1項に違反する可能性が高いといわざるをえないものである。」と主張している。

本件監査では、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(6)~(11)のとおり1日目及び2日目に、建設調整監が町長に随行する必要があったのか否かについて検討することとした。

はじめに、1日目及び2日目の活動の公務性についてだが、活動の目的が、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(12)のとおりであることから、1日目及び2日目の活動は公務であったといえる。

次に、上記のように町長が1日目及び2日目に公務として出席するに際して建設調整監が随行する必要性について述べる。

その町長の職務の範囲は、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されているとおり、相当広範囲にわたるものである。

そのため、町長がその権限に属する事務を分掌させるために必要な内部組織を設置するにあたり、法第158条第1項の規定に基づき安八町課設置条例(第6 判断に当たっての関係法令等について/1)が規定されており、各課の事務分掌については、安八町行政組織規則(第6 判断に当たっての関係法令等について/2)に規定されている。

なお、「道路、橋梁及び河川に関すること」については、上記規則中、建設課の事務分掌に規定されている。

このことから、町長の統轄下における「道路、橋梁及び河川に関すること」に関する事務を遂行する課は建設課であり、その事務の責任者は建設調整監であったことから、建設調整監の随行は必要な随行であったといえる。

最後に1日目及び2日目における随行者の必要性についてだが、建設調整監は建設行政において非常に高度な専門知識を有しており、かつ実務経験も豊富である。

このことから、1日目及び2日目の活動の最中、町長に適宜、「道路、橋梁及び河川に関すること」について適切な助言ができる唯一の者であったことがいえる。

以上のことから、本件請求で請求人が主張する、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/ (6) ~ (11)に係る旅費の支出については、その正当性の主張に合理的な理由があり、町に損害を与えるものでないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由の記載のとおり、復命された書面等を安八町が保有していないことを理由に、本件請求にいう旅費の支出が「違法若しくは不当な公金の支出と言わざるをえないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。